

○印西市立図書館資料収集要領

(目的)

第1条 この要領は、印西市立図書館設置条例施行規則第2条に規定する事業を円滑に行なうため、印西市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 資料収集の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 市民の生涯学習を支えるため市民の要望及び社会的な動向等が的確に反映されるように配慮し、市民の自主的な学習、調査研究、教養、ビジネス、趣味、娯楽、日常生活等に役立つ資料を収集する。
- (2) 思想、信条、学説、宗教、党派等に捕らわれることなく、それぞれの視点に立った資料を幅広く収集する。

(各館の収集資料)

第3条 各館は、その施設の規模、地域性及び館の機能に応じた蔵書構成に留意し、印西市立図書館として体系的な資料の充実を図るものとする。

- 2 大森図書館は、印西市立図書館の本館として、分館が収集する資料のほか、専門的図書、参考図書、地域行政資料その他分館のサービスを補完する資料の収集に努めるものとする。
- 3 分館は、市民の調査研究に資するための基礎的、入門的な資料のほか、一般教養、実用、趣味及び娯楽等に資する資料を収集する。
- 4 上記以外に、各館の資料収集方針を年度ごとに作成し、それについての検証を行うものとする。

(資料選定の方法)

第4条 資料の選定はこの要領に基づき、現物資料及び出版情報等により図書館職員で構成する選書会議で選定し、図書館長が決定する。

(収集資料の種類)

第5条 収集する資料の種類は次のとおりとする。

図書（一般図書、参考図書、児童図書及び洋書）

- (1) 逐次刊行物（新聞及び雑誌）
- (2) 官公庁出版物
- (3) 地域・行政資料
- (4) 視聴覚資料（コンパクトディスク、DVD等）
- (5) 複製絵画
- (6) 資料（マイクロフィルム等）
- (7) 障害者用資料（点字資料、録音図書、大活字本等）
- (8) その他

(資料別収集方針)

第6条 資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。なお、資料別の選定基準については館長が別に定める。

(1) 図書

ア 一般図書は、市民の調査研究、教養、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、極めて高度な専門書・学術書及び学習参考書、各種試験問題集、テキスト類は原則として収集しない。

イ 参考図書は、市民の調査研究に資するため必要な辞書、事典、年鑑、名鑑、白書、目録、書誌、地図等幅広く収集する。

ウ 児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つように、各分野の資料を幅広く収集する。また、調べ学習等に必要の調査研究のための資料を幅広く収集する。

エ 洋書等海外資料は、必要に応じて収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要全国紙及び地元地方紙を中心に、必要に応じ専門紙、児童新聞及び外国語新聞を収集する。

イ 雑誌は、各分野における基本的な雑誌を中心に、必要に応じ専門雑誌及び娯楽雑誌を収集する。

(3) 官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

イ 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

(4) 地域・行政資料

ア 印西市に関する地域・郷土資料及び行政資料は積極的に収集する。

イ 千葉県及び県内市町村に関する資料は、基本的資料、歴史的資料及び特に印西市に関係ある資料を中心に収集する。

(5) 視聴覚資料

視聴覚資料は、趣味や教養又は文化活動に資するため基本的な作品及び代表的な演者の作品を中心に収集する。

(6) 複製絵画

複製絵画は、趣味や教養又は文化活動に資するため基本的な作品及び代表的な画家の作品を中心に厳選し収集する。

(7) 電子資料

電子資料は、調査研究にえられるよう、各種電子媒体による出版資料及び各種データベース等を必要に応じ収集する。

(8) 障害者用資料

一般の資料を利用することが困難な利用者に供するため、録音図書、点字図書及び大活字本等を収集する。

(9) その他

その他、特に図書館長が必要と認めたものを収集する。

(寄贈資料等の収集)

第7条 資料の収集については、寄贈資料も必要に応じて活用する。この場合についても、この要領に定める方針を適用する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、印西市立図書館長が定める。

附 則

この要領は平成22年3月23日から施行する。